

年 月 日

ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）

事業所名	
異動等区分	1 新規      2 変更      3 終了
届出項目	1 なし                      2 あり

ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者に対して

- ① 24時間連絡できる体制を確保している
- ② 必要に応じて指定居宅介護支援を行う体制を整備している

有 ・ 無

有 ・ 無

（ターミナルケアマネジメント加算）

在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。